
JAIR Newsletter

No.129 September 2011

日本国際政治学会



<http://jair.or.jp/>

女性の政治参画をどのように推進するのか？

田村 慶子

「女性の政治参画をどのように推進するのか？」というテーマで、2011年7月福岡県副知事主催の意見交換会が福岡県庁で行われた。会の趣旨は、福岡県が男女共同参画に向けた新たな具体的施策として「政治分野への女性の進出促進に向けた研究、検討」を設けたため、政治分野への女性の進出促進に関する現状や方策などについて県が研究者と意見を交換するというもので、具体的には、①日本での女性の政治参画が進まない理由、②諸外国における取り組みや現状、③日本で女性の政治参画を進めるための方策、④地方自治体における効果的かつ可能な取り組みなど、であった。

周知のように、日本の国会に占める女性議員の割合は2010年12月で、衆議院10.9%、参議院18.2%、都道府県議会では8.1%と低く、この状況を反映して、国連開発計画(UNDP)が発表した女性の政治と経済活動における参加と意思決定力などを示すジェンダー・エンパワーメント指数で日本は109カ国中57位(2009年)である。日本では未だに政治分野で女性の参画を推進する積極的な対策は講じられていないなかで、福岡県が具体的施策として「政治分野への女性の進出」を設けたことは、注目に値しよう。もっとも福岡県議会に占める女性議員の割合は全国平均よりもさらに低い3.6%であるので、県に「危機感」があったのかもしれない。

意見交換会に私が呼ばれたのは、2009年度に行われた「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査」(内閣府男女共同参画局)に参加したためである。私は、この調査を通して学んだ諸外国の取り組みのなかで、多くの政党が連邦と州議会で選挙の候補者リストを男女交互にする、党大会や委員会の発言順を男女交互とする、経験ある政治家と未経験の女性政治家をペアにして研修や能力開発を行う、女性候補者を資金面で支援し、当選後もサポートする民間組織を育成する、少女を対象とするリーダーシップ研修を行う、イベントに保育所を設けるなど、日本にも参考になりそうな事例を紹介した。また、人間の安全保障や環境、人権などが大きな 이슈となっている現在、これまで「不適切なもの」として排除されてきた女性に関わる様々な問題を解決することが平和構築に欠かせないこと、そのために女性の参画が大きなメリットになることを話した。

地方自治体レベルとして現状を変えるために出来ることは限られているとはいえ、審議会に女性委員の割合を増やすだけでなく、女性委員長の誕生をもっと積極的に奨励してほしい、県議会の女性政治家に女性が政治に参画することのメリットを発信してほしい、県庁女性幹部は幹部ゆへの仕事の面白さを発言してほしい、政治家を目指す若い女性を増やすための研修を政党に働きかけてほしい、県のイベントには保育所を設けてほしいなどをお願いをした。

私のような研究者がこのような自治体の施策に関わることには、議論もあろう。ただ、地方の公立大学に勤務する者として、専門に関わる分野であるならば、これからも何らかの役割は果たしていきたいと思っている。

新法人への移行について

— 評議員候補選挙の実施 —

時下、会員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

これまでニューズレターを通じて公益法人制度改革検討委員会からお知らせ申し上げてきた通り、2008年12月の新法人制度の全面施行に伴い、「財団法人日本国際政治学会」(現行寄附行為上の学会名称)は、特例民法法人(厳密にはそのうちの特例財団法人)となりました。さらに、2011年6月の理事会・評議員会において新法人移行後の定款が承認され、本学会は、「一般財団法人日本国際政治学会」(定款上の学会名称)への移行認可申請にむけて一步前進致しました。

移行認可の基準を満たすには、基本的に、法人法に適合する定款と、適正な公益目的支出計画を備えなければなりません。そのために、学会は現在、天野事務所(天野秀明司法書士)、鈴木豊会計事務所の助力を得て、関連書類の準備を鋭意進めております。特に定款については学会運営の骨格を定めるものでありますから、現行の寄附行為下の学会運営が、新法人移行後の定款の下においてどうなるのかということについて、この機会に会員の皆様にご説明申し上げておきたいと考えます。

法人制度改革の主たる目的は法人の内部統治の強化であり、その眼目は、評議員会による理事会監督権限の拡大にあります。重要な変更点を整理した移行イメージ図を用意しましたのでご参照ください。変更の要点は図の下に7つの変更点として列挙したとおりです。基本的に、新法人においては評議員(任期4年)と理事(任期2年)についてはその前の期の評議員会がこれを選任することになります。新法人への移行期につきましては例外であり、移行後の最初の評議員は「最初の評議員選定委員会」(上述の6月の理事会・評議員会において、吉川元評議員、李鍾元評議員、山本吉宣監事、紺田英哉アークヒルズクラブ専務理事(元国際交流基金日米センター所長)、柳原正治九州大学教授(国際法学会理事長)の5名から構成される選定委員会の設置を承認)がこれを選任し、移行後の最初の理事は現評議員会がこれを選任することになります。以上は法人制度改革において認可の要件として求められていることであります。

ここで問題となるのは、新法人への移行認可要件を満たすだけでは、一般会員の意向を(評議員選挙を通じて)学会運営に反映させてきた本学会の現在の体制を維持することができないという点です。法人制度改革は、理事会を評議員会の監督下におくことは求めても、その評議員会が一般会員に説明責任を負うことまでは求めていないからです。

そこで日本国際政治学会は、一般会員の意向を学会運営に反映させる現在の体制を実質的に維持するために、これまで実施してきた評議員選挙にかえて評議員候補選挙を導入することに致しました。新法人移行後は、評議員候補者選任規程(上述の6月の理事会・評議員会において承認)に基づいて実施される評議員候補選挙の結果を踏まえて、評議員および理事の選任権限を持つ前評議員会(繰り返しになりますが、移行後の最初の評議員については「最初の評議員選定委員会」、移行後の最初の理事については現評議員会)が評議員・理事を選任することになります。

これまで現行寄附行為の下で、学会は、一定の資格要件を満たす会員(現行寄附行為の下では評議員選挙人)の間の互選によって選出された者(現行寄附行為の下では評議員)の中から、評議員および理事を選任して参りました。今回、上にご説明申し上げた評議員候補選挙制度を導入することによって、これまでのように会員が評議員を直接に選挙するのではございませんが、あくまでも会員が選出した評議員候補の中から、選任権限を持つ前期評議員会が次期評議員および次期理事を選任するという体制を整え、従来の学会運営方法を可能な限り踏襲しつつ法人制度改革に対応することに致しました。新法人移行後の定款の下でも、一般会員の意向に基づいた民主的な学会運営を大枠において維持できると考えております。

そこで、まずは新法人への移行に向けて本年の11月から12月にかけて移行後の評議員候補の選挙を実施する予定であることをお知らせ申し上げます。

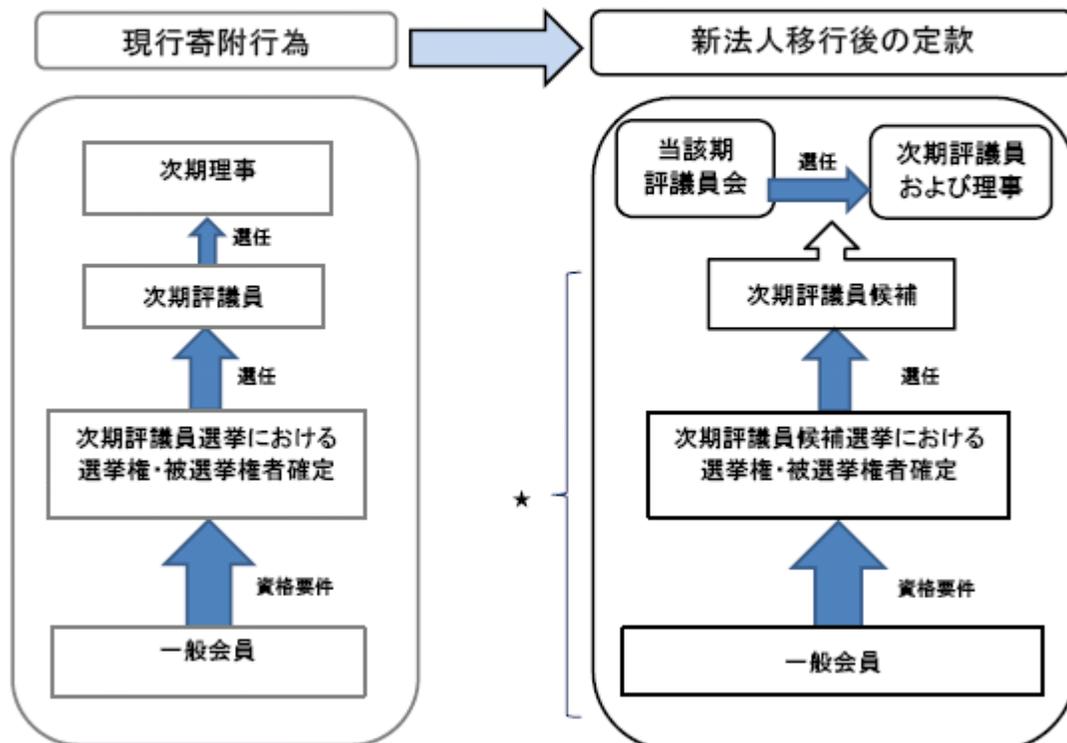
会員の皆様には、新法人への移行に向けて、このような準備作業が進行中であることをご理解頂けれ

ば幸いです。また、何かご疑問などがございましたら、事務局までお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

2010-2012 年期 理事長 古城佳子
2010-2012 年期 事務局主任 石田 淳

新法人への移行

制度改革の目的 = 内部統治の強化
【評議員会による理事会監督権限の拡大】



★この部分は、法人制度改革において求められているわけではない。一般会員の声を学会運営に反映させる現行体制を実質的に担保することを意図したものである。

重要な変更点

- ①評議員については前期の評議員会がこれを選任する。
- ②現在の評議員選挙を「評議員候補選挙」に改める。
- ③新法人移行時点の評議員（いわゆる最初の評議員）については、評議員候補選挙の開票結果を受けて、最初の評議員選定委員がこれを選任する。
- ④理事についても前期の評議員会がこれを選任する。
- ⑤法律に基づき評議員の任期を4年、理事の任期を2年とする。
- ⑥理事会、評議員会の定数（その上限と下限）を定める。
- ⑦理事、評議員の交代時期を11月の研究大会開催時点から6月の定時評議員会開催時点に変更する。

法人制度改革について（４）

いま法人制度改革に関連して進めているのは、第一に評議員候補選挙の準備、第二に公益目的支出計画の策定です。このうち評議員候補選挙については本号ニューズレターで古城理事長が報告されておりますので、ここでは公益目的支出計画について申し上げます。

新しい法人制度に移行するためには、日本国際政治学会が現在保有する財産を数年間のうちに公益目的のために使わなければなりません。通常と異なる活動を始める必要はありませんが、学会新定款に記した事業に沿って学会の活動を組み替え、所定の年限のうちに支出を終える計画が必要になります。これが公益目的支出計画です。

2011年9月10日に開催された理事会において公益目的支出計画が了承されました。(1)機関誌・書籍発行事業、(2)研究会・講演会実施事業、(3)国際学術交流事業、(4)研究活動奨励事業の四項目に沿って、これまでの実績を下に、移行後の5会計年間の学会の支出計画を立てたものです。学会活動に変化を加えるものではなく、あくまで新法人制度移行のために求められる資料であることを繰り返しておきたいと思います。

(公益法人制度改革検討委員会主任 藤原 帰一)

2012 年度研究大会、部会企画・報告募集のお知らせ

2012 年度研究大会（名古屋国際会議場、2012 年 10 月 19-21 日）での部会企画の提案および自由論題（部会）の報告希望を、募集致します。締め切り、応募に必要な事項は以下の通りです。なお部会報告についてはペーパー提出が義務づけられていますので、応募の際にはその点を確認していただくようお願い致します。応募書類の提出先等の詳しい応募要領については、追って学会のホームページ並びにニューズレター130号でお知らせします。

(1) 締め切り：2012 年 1 月 14 日（土）（必着）

(2) 応募に必要な事項

- ・ 部会企画案もしくは自由論題報告のテーマ。
- ・ 部会企画案もしくは自由論題の趣旨（800 字～1200 字程度）。部会企画案の場合は、報告者、司会者、討論者を記すこと。
- ・ 部会企画提案者もしくは自由論題報告希望者の氏名、所属、職名、連絡先（住所、電話番号、FAX 番号、e-mail アドレス）。

(3) なお、部会参加に関しては内規にて以下の事項が決まっておりますので、ご注意ください。

1. 部会参加者は原則として会員及び入会申請中の者とする。
2. 報告案申請時において過去二年間に開催された研究大会部会で報告を行った者は報告できない。この原則は司会者及び討論者については適用されないものとするが、なるべく同じ会員の登壇は控えることとする。
3. 同一研究大会の部会と分科会で報告を行うことはできない。ただしいずれか一方において報告を行った者が、他方において司会又は討論を担当することは妨げない。

(企画・研究委員会主任 竹中 千春)

会員の皆さんには、『国際政治』誌への投稿を考えている方も多いものと思います。投稿に関して、様々な質問が編集委員会に寄せられますので、それらにお応えします。

○特集論文・独立論文とその審査

『国際政治』に掲載される論文は、特集論文と独立論文に分かれます。掲載論文の学術的な水準を確保するために、双方とも一定の査読プロセスを導入しています。

まず特集論文ですが、特集のテーマと編集責任者は、編集委員会の原案に基づいて理事会で決定されます。決定後、編集責任者は学会のHPとニューズレターに「原稿募集」を掲載し、特集論文を公募します（特集の構成等を考慮して、一部の原稿を依頼する場合があります）。投稿の応募数は、掲載可能な本数以上になるのが常ですので、編集責任者が選考をします。その上で執筆いただきますが、投稿された論文は、「原稿募集」や『国際政治』の「編集後記」に記されているように、編集責任者と匿名の査読者による審査を経て、掲載が決められます。掲載される場合も、一定の修正が条件となるのが一般的です。

独立論文は、常に投稿が可能です（投稿先は編集委員会・副主任）。独立論文の審査は、「編集要領」（学会HPを参照）の規定通りに、匿名の査読者によってなされ、その審査結果に基づいて編集委員会が掲載の採否を決めます。審査結果はA（掲載可能）、B（一部修正の上、掲載可能）、C（大幅な修正の上、再投稿が必要）、D（掲載不可）の4段階で示されますが、A判定は稀です。したがって、独立論文も、その大半は一定の修正を経て掲載されています。

○論文の形式

特集論文・独立論文とも、「掲載原稿執筆要領」（学会HPを参照）の形式要件を満たしていなければ、編集責任者および編集委員会は手続き上、受理できません。その際に特に問題になるのが、分量と注の形式です。「執筆要領」をご確認の上で、投稿をお願いいたします。

論文の分量は、「執筆要領」に「すべてのスペース部分を含めて文字数をカウントすること」と規定されており、注もその「制限字数内に含めること」と定められています。したがって、原稿の分量は、本文とタイトル、図表、注、また何も書かれていない空白部分等、すべてを含めて20000字以内となります。その際、半角文字も1字として扱いますので、注の英字も0.5字ではなく1字として扱います。また図表サイズの文字数換算方法は、「執筆要領」に記載されています。現在、『国際政治』に掲載されている論文は、すべてこうした条件を満たしています。

なお、注の「ハーバード・スタイル」（「執筆要領」の規定では、「論文末に引用文献をアルファベット順でまとめて記載する場合」と記されています）ですが、編集委員会ではこれを推奨しませんが、例外的には認めています。この方法を用いる場合は、参考文献ではなく引用文献を記載し、ページを含めて適切に引用するようにしてください。

○書評と書評論文

書評と書評論文に関して、対象となる文献と執筆者は書評小委員会で議論の上、決定することになっております。したがって、会員の皆さんからの執筆の希望や、とりあげる文献の推薦等は受け付けておりませんので、どうかご理解ください。

○校正について

『国際政治』に掲載される論文・書評等の校正は、初校のみ執筆者が実施します。初校の際には、「執筆要領」に記されているように、内容や行の増減を伴う修正はできませんので、原稿は必ず完成原稿の形で提出して下さるようお願いいたします。

『国際政治』を刊行日程に則して完成させ、会員の皆さんにお届けするには、「執筆要領」等の規範を遵守いただくなど、良識的なご協力が不可欠です。上記の点をご参照の上、積極的に投稿して下さることを心待ちにしております。

（編集委員会主任 大矢根 聡）

理事会便り

国際交流委員会からのお知らせ

1. 今年度のつくば研究大会日韓合同部会の最終案が以下のように固まりましたので、お知らせいたします。暫定プログラムから若干の変更がありましたをご容赦ください。皆様のお越しを心よりお待ちしております。

“Japanese and Korean Regional Strategies”

司会

Kim, Sung Joo

(Sungkyunkwan University, President, KAIS)

Kojo, Yoshiko (President, JAIR)

報告者

Yoshimatsu, Hidetaka

(Ritsumeikan Asia Pacific University)

“Japan’s Economic Diplomacy in East Asia: Its Evolution and Characteristics”

Cho, Yun Young (Chung-Ang University)

“Multilateral Security Cooperation in East Asia: A Korean Perspective”

Park, Ihn-hwi (Ewha Womans University)

“Beyond Bilateralism in East Asia: The Networked Environment and the Change of the U.S. Alliance Strategy”

討論者

Kojo, Yoshiko (University of Tokyo)

Tanaka, Akihiko (University of Tokyo)

2. 本学会では平素より、学会員による成果物、特に学会奨励賞受賞論文の世界への発信に努めております。この度、第 2 回学会奨励賞を受賞された芝崎厚士会員の受賞論文の英訳がドイツの電子ジャーナルに掲載されましたので、ご案内申し上げます。以下のリンクから閲覧が可能です。

<http://archiv.ub.uni-heidelberg.de/ojs/index.php/tr>

anscultural/issue/view/1077

3. 2011 年度第 2 回国際学術交流基金助成申請の締切りは 11 月末ですので宜しく願いいたします。詳しくはニューズレター127 号をご参照ください。

(国際交流委員会主任 飯田 敬輔)

編集委員会からのお知らせ

1. 現在、『国際政治』171 号(「正義と国際社会」、編集担当：吉川元会員)の特集について原稿を募集しています。論文掲載を希望される方は 10 月末までに奮ってご応募ください(詳細は学会 HP をご覧ください)。

2. 独立論文については、随時応募を受け付けています。執筆要領等の詳細は学会 HP の「論文投稿等関係」をご覧ください。連絡先は、編集委員会

副主任:栗栖薫子 kurusu★dragon.kobe-u.ac.jp

(★を@に置き換えてください)

(編集委員会主任 大矢根聡、副主任 栗栖薫子)

広報委員会からのお知らせ

1. ニューズレター「研究の最前線」「活動だより」の原稿を随時募集しておりますので、投稿される方は編集委員会のアドレス(jair-pr★jair.or.jp (★を@に置き換えてください))にご連絡下さい。

2. 学会 HP「お知らせ」欄に、関連シンポジウム、研究会、助成金、会員の最新著書などのお知らせの投稿を随時募集しています。右メニューの「お知らせ」に入り、「投稿フォーム」の指示に従ってお送りください。パスワードはニューズレター128号に掲載しております。(大会関連の情報には、大会プログラムに記載の専用パスワードをご使用ください。)

(広報委員会主任 大津留(北川)智恵子)

活動便り

地域・院生研究会(関東地区)

今年度より地域・院生研究会関東地区代表を務めさせていただきます東京大学大学院の富樫耕介と申します。私はコーカサスの紛争(特にチェチェン紛争)を対象とし、紛争研究や平和構築の観点から研究しております。私のような者が責任者を務めてさせて頂いて良いのか、不安な部分もありますが、皆様のお力をお借りして責任を果たせればと思っております。

これまでも関東地区院生研究会は、国際関係論研究、平和研究、政治思想研究など、様々な領域の研究会との共催で院生研究会を開催してきましたが、今後は、以下のような活動に取り組んでいければと思っております。

(1)年1回以上の研究会の開催による研究報告機会の提供

(2)隣接・関連する様々な研究会との協力の促進

(3)院生会員の相互交流と情報共有の強化

(4)日本ではまだ決して盛んではないが、重要な問題領域を研究している院生会員への報告機会の提供

研究会の運営については、広く院生会員の方に報告する機会を提供していければと思っております。代表交代初年度ということもあり、今年度中の複数

回の研究会開催は難しい見込みですが、次年度以降は複数回の開催を目標と致します。

研究会の運営や院生会員の相互交流と情報共有の強化にもかかわる事ですが、関東地区にある隣接・関連する研究会との協力の促進という事も重要な目標だと思っております。研究会を今までとは違う組織と共催して交流をはかったり、研究会の情報を広く共有する方法を模索したりして、活動をより一層活性化させて行きたいと思っております。

最後に、日本ではまだ決して盛んではないが、重要な問題領域を研究する院生会員への報告機会の提供も促進すべきだと考えます。最先端の研究に取組み、その一翼を担う事は、次世代の研究者の重要な課題だと思います。一方で、研究の最初の段階では、うまく既存のディシプリンの中で自分の立ち位置を示す事ができず、研究報告に応募しづらい状況もあるかと思えます。こうした状況にある院生会員にも研究報告の機会を提供し、議論を形成していく。そんな研究会運営ができればと思っております。

ここで話した事は、いずれも土台に過ぎません。皆様と一緒に、より充実した地域・院生研究会を作っていければ幸いです。是非、様々なご意見をcc097505★mail.ecc.u-tokyo.ac.jp(★を@に置き換えてください)までお寄せ頂き、ご助力を賜われれば幸いです。(富樫 耕介)

研究の最前線

国際規範の制度化による国際開発協力の進展—アメリカを中心として

私事ながら、2011年2月、学術振興会より科学研究費補助金・研究成果公開促進費(学術図書)の交付を受け、『国際開発協力の政治過程—国際規範の制度化とアメリカ対外援助政策の変容—』(東信堂)を刊行した。

本書は、21世紀に入ってもなお、世界には深刻な貧困問題が存在しており、同時代に生きる人間として、この問題を解決するために何ができるだろうかという問題意識に端を発している。

世界の貧困問題は深刻で根が深い。一時的な同情や単発的な取り組みに頼るのではなく、長い年月をかけた地道な取り組みの継続こそが求められる。人間の感情は移ろいやすく、人間は目先の利益を優先しがちだ。だからこそ、そのような思考態度に左右されない仕組みを国際社会において

作り上げることが、貧困問題への持続的な取り組みを可能とするのではないか。そのような仕組みは、各国、各機関、非国家主体などが集まって作り上げなければならず、その営みは互いの利害が衝突し合う、まさに国際政治そのものである。

しかし、これまで国際政治学において、国際社会における貧困削減の仕組みが理論的に分析されることはほとんどなかった。というのも、現実の貧困削減の仕組みが制度として未発達であるため、国際制度と各国行動の明確な因果関係を実証することが困難であったからである。開発援助活動を行う国際機関や様々な開発援助目標やルールは、各国の行動を規制するわけでもなく、国際制度とみなすことは難しい。開発援助活動の大部分が、国家ごとに行われているのである。

そこで、本書は援助超大国アメリカを中心に、どのような国際的な目標やルールが形成され、それらがアメリカを中心とする各国にどのような影響を与えたかを検討することにした。その際、国際政治学

に馴染みの「国際レジーム」や「国際制度」といった概念に適合しない、開発協力に関する国際的な目標やルールを、「国際規範」という概念を用いて表すことにした。それによって、第二次世界大戦後から今日までのおよそ 60 年間におよぶ、国際開発協力の漸進的な進展過程を、政治的に分析することを試みた。その緩やかな進展過程の中に、政治的な因果関係を見出すことで、協力の進展を少しでも加速できたら、という思いからであった。

今後は、貧困削減の新たな潮流の創出をめぐり、多様な援助主体がひしめき合う、冷戦後の国際開発援助体制を描き出し、新たな開発援助促進メカニズムを明らかにすることを目指したい。

(小川 裕子)

東アジア地域統合と日本・韓国 —自由貿易協定(FTA)政策過程の比較から

現在の東アジアは「De facto」(「事実上、統合している」)段階から、「De jure」(「制度として統合が進んでいる」)状態へ移っている。筆者は、FTA をめぐる日本と韓国の政策過程の比較を研究テーマにしている。1990 年代には「第三の波」と称されるように FTA が拡散傾向にあったにも関わらず、WTO を中心とした多角主義を重視し、FTA に対しては否定的であった日韓は、いまでは FTA に代表される経済地域主義を通商外交の重要な柱にしている。東アジア各国によるさまざまな形での FTA 締結へ向けた動きが錯綜する状況において、特異な様相を呈する日韓の経験は、どのように位置づけられるのだろうか。

東アジア地域統合に対して、筆者の報告に多くのフィードバックを得た。ISA(US)では、Christina Davis から、筆者の提唱した枠組み(「農業集団内部の調整モデル」)の独創性を認めるコメントを頂いた(拙稿『一橋法学』7 卷 3 号参照)。BPSA(UK)、

CSCPA(Taiwan)では、東アジア地域統合における中国のリーダーシップについての指摘が多く、今後の研究で探っていくべき論点であると考えている。KIPA(Korea)、韓国国際政治学会では、頓挫している日韓 FTA の阻害要因についての質問が多く、韓国の学会における政策志向な(policy-oriented)傾向を強く感じ取った。日本国際政治学会での報告は、朝日新聞に日本の FTA についてのコラムを載せる契機になった。いずれにおいても、東アジア地域統合に関する海外の学会、国内のメディアの強い関心を実感した。

今後の研究では、それらを踏まえ、日韓の政府関係者や業界団体、有職者を対象としたインタビューを含む豊富な一次資料を駆使して、日韓の FTA 政策における政策決定過程の全体像を提示していきたい。特に、(1)政策決定過程の分析に新しい視点(農業集団内部の調整モデル)を提示し、(2)既存のアジア地域統合研究が射程に入れていなかった政治的側面における有効な分析枠組みを提供することを目的としている。具体的には、産業構造の類似性・貿易自由化に対する農業セクターの強い反発など際立った共通点を持つにもかかわらず、日韓の FTA 政策決定過程における交渉期間、利益集団の動きの時期や強度、リーダーシップの違いはなぜみられるのかを、①国内アクターの選好、政策連合、②国内制度分析を通じて明らかにする。

アジア地域統合を進めるうえで不可欠なアクターである日韓の FTA 政策を比較分析することは、アジア統合がどのような方向に進むのかを考えるにあたって示唆に富む。二国間 FTA の拡散によるアジア域内での多元的共同体形成に対する理論的貢献、及び、今後の東アジア FTA 締結交渉プロセスにおける政策的貢献にもつながるだろう。

(金 ゼンマ)

編集後記

複雑な新法人移行過程ですが、ご理解いただけましたか。研究大会にむけて HP の活用をよろしくお願いたします。(A. S. & C.K.O.)

【お詫びと訂正】

ニューズレター 128 号「研究の最前線」にご寄稿の和田賢治会員のお名前の漢字が間違っておりました。お詫びを申し上げるとともに、訂正をさせていただきます。今後このような誤りが生じな

いように細心の確認作業に心がけてまいります。

日本国際政治学会ニューズレター No.129
(2011 年 9 月 30 日発行)

発行人 古城 佳子

編集人 大津留(北川)智恵子・芝崎 厚士
〒564-8680 吹田市山手町 3-3-35 関西大学
大津留研究室 jair-pr★jair.or.jp

(★を@に置き換えてください)

印刷所 (株)中西印刷 TEL 075-441-3155